

**自治労福島県本部
第109回定期大会**

2021年10月8日(金) 10:00~18:00
猪苗代町「リステル猪苗代」

自治労福島

自治労福島県本部機関紙
E-mail:jichou@jichiro-fukushima.or.jp

第826号
2021年(令和3年)
9月24日
福島市荒町1-21
自治労福島県本部
発行人 澤田精一



○福島県本部質疑要旨

- ① 人事評価制度等への対応
人事評価制度については、総務省の強い指導により賃金への反映の圧力が強まっていくことが想定される。当局からの賃金への反映の提案がされたときに、跳ね返すことは現実的に難しいと考えられることから、本部として上位昇給区分の原資を活用した賃金水準の改善等について具体的な対応策の提示を求める。
- ② メンタルヘルス対策
県本部は、この間、特別交付税措置がされる「東日本大震災に係るメンタルヘルス5ヵ年事業」を活用してメンタルヘルス対策を進めてきた。メンタルヘルス5ヵ年事業は2020年度末で終了したが、今後も自治体職員を対象としたメンタルヘルス対策が必要であることから、本部においては、引き続き県本部への支援と復興特別交付税を活用したメンタルヘルス対策事業の新設について総務省をはじめとする省庁への要請をお願いする。
- ③ 東京電力福島第一原発事故に対する対応
トリチウム汚染水の海洋放出は風評被害にとどまらず、漁業者が廃業の不安や後継者育成にも不安を抱くなど、生業が再び奪われる大きな問題である。福島県平和フォーラムは改めて「トリチウム汚染水の海洋放出方針の再検討を求める署名」を行い、海洋放出強行に反対する世論をつくり、関係省庁と東京電力に強く要請することを決定した。今後、本部からも各県本部に取り組みの要請を行っていただくとともに、全国の皆さんのご支援をお願いする。

○本部答弁要旨

- ① 人事評価結果の活用が進む中で、その対応に向けた考え方については運動方針に示したとおり。各県・単組における好事例と具体的な対応策については本部として集約できていないのが実態。先進単組の具体的な対応方法などについて県本部として集約し本部への情報提供をお願いする。本部として引き続き実態を集約しながら、今後の労働条件担当者会議などで共有できるよう引き続き検討を進める。
- ② 福島県本部以外の県本部からも同趣旨の要望をいただいているところでもあり、復興特別交付税をはじめ地方財政上の措置などにより、住民、職員へのメンタルヘルス対策が実施されるよう、政府予算要請や省庁・政党対策に取り組んで行く。
- ③ 福島県本部の要請に応え、「トリチウム汚染水の海洋放出の再検討を求める署名」については、平和フォーラム・原水禁を通じ自治労への取り組み要請があり次第、各県本部に要請させていただく。また、一方的に決定された海洋放出方針、帰還困難地域の除染や除染土壌の最終処分など課題が山積していることから、引き続き、福島県本部と連携した取り組みをすすめていく。



川本中央執行委員長の団結ガンパローで定期大会を終了した



サテライト会場に参加する代議員

川本委員長から、「自然災害により、住民の安全確保と復旧に各地で多くの組合員が昼夜を分かたず業務に動い込んでおられます。感染症対策では限界を超えるほどの業務が降りかかる中、現場の皆さんの奮闘に深く敬意を表します。」

8月10日の人動では、月例給の現状維持、一時金0・15月の引き下げ勧告でした。一時金が昨年引き下げとなったことは、コロナ禍で住民のため懸命に奮闘している現場実態を踏まえて極めて残念であると言わなければならない。最後に、運動方針案について申し上げます。この2年間のメインスローガンを「一隅を照らす」

また、連合神津会長、立憲民主党枝野代表から来賓あいさつがあった。続いて、執行部から、報告・議案の補足提案をし、事前エントリーの各

川本委員長から、「自然災害により、住民の安全確保と復旧に各地で多くの組合員が昼夜を分かたず業務に動い込んでおられます。感染症対策では限界を超えるほどの業務が降りかかる中、現場の皆さんの奮闘に深く敬意を表します。」

8月10日の人動では、月例給の現状維持、一時金0・15月の引き下げ勧告でした。一時金が昨年引き下げとなったことは、コロナ禍で住民のため懸命に奮闘している現場実態を踏まえて極めて残念であると言わなければならない。最後に、運動方針案について申し上げます。この2年間のメインスローガンを「一隅を照らす」

また、連合神津会長、立憲民主党枝野代表から来賓あいさつがあった。続いて、執行部から、報告・議案の補足提案をし、事前エントリーの各



鬼木書記長から、「一定

「新型コロナウイルスに

「新型コロナウイルスに

自治労第95回定期大会

自治労は、8月25、26日に第95回定期大会を開催した。当初は、広島市で一部対面での開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、全面ウェブで開催され、向こう2年間の運動方針、新役員体制を確立した。県本部は、県内4カ所にサテライト会場を設置し、代議員17名が参加した。

2022-2023 運動方針を決定

一歩前に入る運動を

県本部質疑に対する本部答弁を受け、討論を行った。一般経過報告では8人、議案に対して39人から発言があった。(福島県本部からの発言要旨は別掲参照) 栃木県本部、香川県本部からの総括討論、川本委員長からの本部総括答弁を受け、各報告、第1号、第4号議案はすべて賛成多数で承認された。福島県本部は全議案賛成とした。

役員選挙では、川本委員長以下全員が信任された。福島県本部からは、引続き、福島市職労出身「八巻山美」氏が中央執行委員に信任され、9月からは総合労働局労働条件局長に就任した。

また、大会決議として「新型コロナウイルスに対する政府の無策に抗議し、公立・公的医療機関をはじめとした公共サービスの拡充を求める決議」と大会宣言を採択し、最後に川本委員長の「自治労運動の前進と鬼木参議院議員誕生に向けて」団結ガンパローで第95回定期大会を終了した。

第26回参議院全国比例区選挙 自治労組織内候補予定者

鬼木まこと

立憲民主党参議院比例第15総支部長

公共サービスの誠のために

自治労の政策要求を実現しよう!



鬼木まこと(鬼木誠)プロフィール

1963年福岡県筑前市生まれ。1982年福岡県庁入局。2014年から自治労中央執行委員。



自治労は、第26回参議院選挙の全国比例区に「鬼木まこと」さんの擁立を決定しました。

要求書抜粋

- 月例給与について
給与改定勧告に当たっては、地方公務員の生活を守るための賃金水準を確保すること。
- 一時金について
職員の生活を守る支給月数を確保すること。また、年間支給月数は国家公務員との較差を解消すること。
- 新型コロナ対応については、感染防止や安全確保を強化するとともに、関連業務をはじめとする給与・労働条件を改善すること。
- 妊娠・出産・育児に関わる休暇制度の新設を含め改善をはかること。また、不妊治療にかかる特別休暇を新設すること。
- 定年引き上げについては、国に遅れることなく確実に実現することとし、自治体の実情に応じた制度設計とすること。

県公務員共闘会議 人事委員会交渉を実施

定年引き上げの概要
定年年齢については、2023年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、2031年度には65歳となる。制度開始は2023年度で、その年に61歳になる職員はすでに2022年度末に退職しているため、2023年度に61歳で退職する職員はいない。

公務員の定年の段階的引き上げ 2023年度から制度開始

第204回通常国会で国家公務員と地方公務員の定年を65歳までに引き上げる法案が成立し、2023年度からの施行となる。地方公務員については、今後、法改正を踏まえた条例・規則の改正が必要となる。それぞれの自治体で混乱なく、円滑に定年の引き上げが運用されるよう、自治体単組は、対応方針の確定、組合員への制度説明や職場協議の開催、労使交渉・協議の実施など、早急に取り組みを進めていく必要がある。

4月1日以降も基本的には変更はない。給料月額、当分の間の現行の定年に達した日以後における最初の4月1日(特定日)以後、その職員の受ける級号給の給料月額に100分の70を乗じて得た額とする。60歳以降の制度に、職員の意向を確認することとされている。制度開始は2023年度からとなるが、その準備として2023年度に60歳になる職員に対して、その前年の2022年度中に制度に関する情報提供・意思確認を行うこととされている。従って、2021年度末までに制度を確立する必要があることから、条例改正のスケジュールとしては2021年12月議会、遅くとも2022年3月議会での上程を想定して準備を進める必要がある。自治労として、2021確定闘争、2022春闘の重点課題として位置づけ、交渉・協議などの取り組みを本格化させる。

制度開始に向け、取り組みの強化

【段階的定年引き上げ早見表】

定年年齢	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
	定年60歳	定年61歳	定年62歳	定年63歳	定年64歳	定年65歳	定年66歳	定年67歳	定年68歳	定年69歳	定年70歳	定年71歳
生年月日	2022.3.31 退職	2023.3.31 退職	2025.3.31 退職	2027.3.31 退職	2029.3.31 退職	2031.3.31 退職	2033.3.31 退職					
1961年度生まれ 1961/4/2~1962/4/1	60歳 退職	61歳 暫定再任用	62歳 暫定再任用	63歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用	65歳 退職						
1962年度生まれ 1962/4/2~1963/4/1	59歳 退職	60歳 退職	61歳 暫定再任用	62歳 暫定再任用	63歳 暫定再任用	64歳 退職	65歳 退職					
1963年度生まれ 1963/4/2~1964/4/1	58歳 退職	59歳 退職	60歳 退職	61歳 退職	62歳 暫定再任用	63歳 暫定再任用	64歳 退職	65歳 退職				
1964年度生まれ 1964/4/2~1965/4/1	57歳 退職	58歳 退職	59歳 退職	60歳 退職	61歳 退職	62歳 退職	63歳 暫定再任用	64歳 退職	65歳 退職			
1965年度生まれ 1965/4/2~1966/4/1	56歳 退職	57歳 退職	58歳 退職	59歳 退職	60歳 退職	61歳 退職	62歳 退職	63歳 退職	64歳 暫定再任用	65歳 退職		
1966年度生まれ 1966/4/2~1967/4/1	55歳 退職	56歳 退職	57歳 退職	58歳 退職	59歳 退職	60歳 退職	61歳 退職	62歳 退職	63歳 退職	64歳 退職	65歳 暫定再任用	
1967年度生まれ 1967/4/2~1968/4/1	54歳 退職	55歳 退職	56歳 退職	57歳 退職	58歳 退職	59歳 退職	60歳 退職	61歳 退職	62歳 退職	63歳 退職	64歳 退職	65歳 退職

制度開始に向け、取り組みの強化
定年引き上げにあたり、国に遅れることなく確実に実現することとし、自治体の実情に応じた制度設計とすること。また、2023年度に61歳で退職する職員は、すでに2022年度末に退職しているため、2023年度に61歳で退職する職員はいない。



要求書を手交する澤田議長

澤田議長が鈴木事務局長に要求書を手交し、東日本大震災・原発事故や度重なる自然災害、新型コロナウイルス等、現場で奮闘している状況は、国の状況と大きく突出して変わることはないと答えている。また、一時金の国のとの較差を解消するシステムと差を強く求めた。また、国、水準は地域。民間調査結果を見て検討していく。との回答にとまどっている。また、長時間労働の解消については、パンコンで出勤時間を管理するようにしたが申請しなければ数字にならない。ことは変わらない。今以上にサービス残業を助長するシステムと動を強く求めた。最後に、澤田議長から「人事委員会として今回の要求をしっかりと受け止めて、勧告をお願いする。」と発言し、交渉を終了した。

「地方公務員と定年の段階的引き上げ解説と交渉のポイント」解説動画QRコード

団体生命共済 組織加入単組なら 持病があっても、入院中の組合員も新規に加入できます

自治労組合員の80%以上*が団体生命共済に加入している組合

入院中の組合員も一律加入共済契約(=60歳までの最低保障型)に加入できる!

くみん共済 NEWS 5120F046

不明な点があれば、まずは所属の組合にご連絡ください

くみん共済(全労済) 全労済 全国労働者共済生活協同組合

自治労共済 推進本部 全日本自治労労働者共済生活協同組合

契約にあたってはパンフレットをご覧ください。